二　前号に掲げるときのほか、法第八十二条の二第二項第二号に規定する当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項の変更その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の変更（当該都道府県において安定的な財政運営のために特に必要があると認められるものに限る。）をしたときにおいて、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が、それぞれ当該年度の前年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額を著しく上回ることが見込まれるとき。

2　法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が取り崩す額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内の額とする。

一　当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額（当該年度において第二十一条の四第二項に規定する財政調整事業を実施する場合にあつては、当該残高の額から当該財政調整事業の実施に要する費用の額を控除した額）から、当該取崩しを行う年度前五年度内において実施した法第八十一条の二第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第二号の規定による資金の交付又は同条第二項の規定による財政安定化基金の取崩しに係る費用の額を合算した額を控除した額

二　平成三十年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額の二分の一の額（法第八十一条の二第三項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金への繰入れ）

第二十一条の三　都道府県は、法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩しをしたときは、当該取崩しをした年度の初日の属する年度の七年後の年の四月一日の属する年度の末日（災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合にあつては、当該取崩しをした年度の初日の属する年の十年後の年の四月一日の属する年度の末日）までに当該取崩しの額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

第二十二条第三項中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に改め、同条第四項中「第八十一条の二第八項」を「第八十一条の二第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十条中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

附則第二条中「間」と」の下に「、同条第十項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と」を加える。

附則第十三条の表中第五条第一項第一号ハの項を削り、第五条第八項の項の次に次のように加える。

第五条第十項第一号	第一項第一号イ及びロ	第一項第一号イ及び附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ
第五条第十項第二号	第十四項	附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項
第五条第十項第三号	第十五項	附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項
第五条第十四項	同条第二項	法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
第五条第十四項第一号	第四項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号

第五条第十四項第二号	第四項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号
第五条第十五項	同条第二項	法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
第五条第十五項第一号	第五項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
第五条第十五項第二号	第五項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号
第五条第十五項第三号	三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零	三　附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零 四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該特定納付費用額の次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合 イ　二百八十万円未満　千分の百二十 ロ　二百八十万円以上　千分の百

附則第十五条の表第五条第四項第一号の項中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同表に次のように加える。

附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号